

う云ふ意味で、史料なるかを決定して見たいと思ふ。そつとして置いて次第に忘れさせやうとか又はごく内々で手を振るとか云ふ態度が之に由つて

行く／＼改まつたら、其こそ武州の高麗王等が、無意識に世に遺す所の大なる恩恵である。

雜纂

元祿六年 膽澤郡古切支丹類族書上につきて

齋藤斐章

一、伊達政宗の慶長十八年に支倉常長を正使とし、今泉令史、松本忠作、西九助、田中太郎左衛門等の隨員と共に、歐羅巴に使せしめたる目的の那邊にありしかは諸説區々たれども、今之を推究せんとするにあらず、唯支倉等一行の歸朝せし頃は將軍秀忠の禁教益々厳となりし時なる事を一言せん

のみ。日本西教史は、元和の末に於ける基督教徒の殉教史を記するに冒頭して、日本に於て未曾有の一大事件に始まり基督教徒五十二名の殉教を記るし云々と、云へり。五十二名の基督教徒が處刑せられしは實に千六百二十二年(即ち元和八年)九月二十二日なり。彼等教徒は、この日呼んで大宛死日と稱せしとぞ。其の後、處刑せられし者の

中殉教傳に載せたる者左の如し。

元和八年十月七日

三人

同年九月十五日

一人

同年九月十一日

一人

同年五月二十七日

二人

同年七月二十六日

二人

同年六月二日

一人

同年十一月一日

三人

この年の迫害は最も峻烈にして殉教者の總數百二十人に餘れりといふ。西教史はなほ千六百二十三年(元和九年)末より基督信者の捕縛放逐火刑及び磔刑等殘忍の處置到らざるなく云々といへり。

以て教徒迫害の年々に峻嚴を加へたるを見るべし。機を見るに敏なる政宗は、早くも領内の基督教徒の取締に着手せり、されば西教史にも奥州は日本の大國なり、當時此國を領する諸侯五人にして政宗も其一人なり。威勢他家に勝り、勇氣衆に超え

曩に使者を新西班牙へ遣りしに囚り、法王と歎を

通じて日本國王たらんと欲する者なりと之を疑ふ

者あり。國中の奉教者も概ね之を實とす。政宗は

此嫌疑を斷ち後害を避けんと欲し、三條の號令を

下して曰く管内の奉教者は速に改宗すべし。従は

ざる者は斬罪に處し家財を沒收すべし。奉教者の

集會せしを告る者あらば官職財寶を與ふべし。管

内の説教師並に附屬の者改宗を望まざらば他國に

去るべしと記し又諸侯は將軍の所爲と同じく酷虐

を極めしが中にも政宗は其の魁なりと云へり。ク

ラツセ氏の推斷は當らずと雖も遠からざるものな

るべし。又蝦夷の地に始めて福音を傳へ蝦夷の師

父と呼ばれたるジェローム、デザンシ氏の事を記し

て、師父は仙臺國王伊達政宗の基督信者を虐遇す

るを聞き、奔て其地に起き、田村或は公會地に於て

信者等の告解を聞き、晝夜を擇ばず、或は身を旅

人に扮し、或は商人農夫の装をなせり。又仙臺國

王に謁し、其非道なるを面責せんとしたれども、信者等皆其舉を止めたり云々といへり。政宗が信者に對する嚴酷なる態度を見るべし。されば、支倉常長は歸朝後問もなく改宗し、元和八年七月、五十二歳を一期として死し、其の子常頼は、弟權四郎が切支丹を奉に遁遠せし罪に坐して切腹を命ぜられたり。

二、

仙臺藩内には彼地此地に基督信者散居したりしが、中にも膽澤郡水澤町の附近福原には信者最も多く、現に福原には信者の墓地址あり、十字架又はマリア、基督等の肖像を發掘すること多し。殊に基督とマリアとの肖像には、陶器製の美麗なる者あり、之を發掘せる者は、神の御授けなりとて之を藏し子持觀音と稱して朝夕禮拜し安産の守護神となせり。蓋しこの地は政宗の最も信任せる後藤壽庵の所領なりしを以てなり。壽庵は夙に基督

教を信じて洗禮を受け、其のクリスチャンネームを^{クリスチヤン}といへり。今の膽澤郡の一部を領して濟民慈善の業を起し利用厚生の道を弘めたり。中にも膽澤川(北上川の支流)の上流五里許の處より河水を分流し東南方に溝渠を穿ちて遠く水澤町以南前澤町までの水田に灌漑する用に充てたり。今尙其の恩澤に浴する者數箇村に及び、この溝渠を壽庵堰^{シウアンヰ}といへり。奥羽史料に。後藤莊兵衛、世人稱して若翰^{コハネ}と曰ふ。若翰は基督教徒の尊號なるを以てなり。又五島^{ゴトウ}壽庵に作る。戦功あり、貞山公上膽澤郡大泌福原に於て采地若干を賜ふ。たまたま基督宣教師、國郡を巡行し後藤の采地に至り、講談數日に及ぶ。後藤大に基督教法を喜び、遂に洗禮を受く。時に後藤、膽澤川を分派し灌漑に便す。基工を起すに方り、在天の主神に祈請し幾もなくして竣工す。土人乃ち悦びて以て天主の力なりとし、崇信愈深く、稱して壽庵堰と名づく。後、禁

教の令法嚴酷を極むるに及び、壽庵、出走失踪、其所終を知らず。と見えたる若翰ヨハネはジヤンの拉丁名後藤は五島と音相通ずるを以て云へるなり。貞山公は即ち伊達政宗なり。福原は水澤町の西方十餘町にあり。今は水澤町に屬す。一説に後藤壽庵は食祿千五百石を食めりと云ふ。

外交志稿に元和九年伊達政宗亦従前の處置に反せり。時にペールデヤクカラワイル、嘗て仙臺に在り。此に至て重臣後藤某の領邑ミナクの地に轉任す。然れども宗教の禁嚴重なるを以て、後藤某其邑を去りカラワイル亦遂に害せらるゝとあるは、西教史の記事によれるなるべし。されどもミナクの名はバージェ氏の日本基督教史には *Mineka* とあり、即ち水分ミヅウにて、壽庵堪の分水地附近を指すなり。西教史に、ミナクとあるは、水口ミヅグチの義なるべし。ミワケもミナクも同一ノ地名の訛れることは明かなり。尙、ミワケの何所なるかはバージェ

の基督教史の記事によりて略々推定し得べし。同書には教父カルヴァロが下風江より水澤に引致せられし事後に述ぶを記し、ミワケは水澤町を距る二日程なりと記せり。教父カルヴァロが信徒六十餘人と共に捕史に囚へられしは、寛永元年二月の頃とて、積雪數尺に及ぶ時節なれば、ミワケ(水分)より水澤町まで約七里を行くには必ず途中一宿せざるべからざりしならん。且西教史にミドルサマとあるを基督教史には明確にミツサツ(水澤)とあるによりても其の正確なるを見るべし。

三、

初め政宗の江戸に在りて基督教迫害の事起るや將軍の怒に觸れんことを恐れ、俄に家臣や仙臺に遣り悉く基督教徒を處刑せしめたれども、壽庵をば特に之を赦すべしと命じたり以て政宗の如何に壽庵を信任せしかを知るに足る。然るに家臣茂庭周防は信徒を絶滅せんことを期し、曰く「基督教徒

を罰せんとせば、まづ其の巨魁を嚴罰に處すべし。決して後藤を赦すべからず」と。後藤の親友下田大膳は、後藤と交り善し。竊に後藤に告げて曰く、主君平日の恩誼を思ひ速に改宗して主君の心を安んずべしと。後藤聽かず、其の後も屢々前言を繰り返して後藤を諫めたれども之に従はざりしかば、政宗遂に命を下田大膳に下して嚴に教徒を處分せしめ、後藤を流罪に處せしめたり。下田は主君の命令書を携へて後藤の許に至り、情誼を盡して主君の爲め朋友の爲め將た妻子の爲に改宗すべきを勸言したれども、後藤は固く前言を執りて肯かず曰く、肉體の恩に厚くして天主の恩に薄きは不正なり」と。かゝる間に、茂庭周防は兵を遣して諸教徒を捕へ、後藤の家を劫掠し、近傍に火を放ちたり。後藤は徐るにこの地を去りて、南部に退きたり。以上は西教史に記する大要なり、或は羽後の仙北に遁れたりともいひ傳ふ。

この時、教父デオゴ、ド、カルヅアロは水澤の西方凡八里の地、春梁大山脈の山腹、磨澤川の上流地方なる嵐江オホシの谷に隠れ、信徒六十餘人も嵐江の谷に草堂を構へて住せしが、茂庭の手兵の爲に捕縛せられたり。實に寛永元年の嚴冬二月にして沍寒屑を劈ざくの候なりき。黎明捕縛せる信徒を拉して水澤町に伴ひ行かんとせしに、老人二人は山路險しくして積雪又路を埋むるを以て、一行と共に歩行する能はざりしが、藩兵等は途に二人を殺害して去れり、かくて途中一村落到宿し其の翌日水澤町に達し、留まること數日の後仙臺に護送せられたり。

四、

教父カルヅアロは葡萄牙國の人なり。十七歳にして、ジュシェイット會に入り、慶長五年印度に來り、又支那に留まること九年にして遂に日本に來り國語を學ぶこと二年に及べり。慶長十九年に至

り他の師父と共に、日本を逐はれ一たび澳門に行きたれども、翌年再び日本に派遣せられ、遂に蝦夷地に入り、又奥州地方に布教して備さに艱苦を嘗めたり。基督教史は、風江に於ける教徒迫害を詳説したるが、西教史にも信徒等の仙臺に於ける最後の狀況を述べたり。後者に仙臺の地方を流通する一條の河あり。無情の酷吏は嚴冬の互寒に此尊敬すべき夫婦の衰老の齡に及ぶことも思はず、裸體にして其の中に投じたりとある川は即ち廣瀬川なるべく、ジャツクカラワイル師及び其の同伴者は、此の時に際し、仙臺に來るを以て、同じく酷虐を受け、此年二月十八日は、日本曆の歲末に方、此日囚徒を牢獄より出し河邊に赴けり。其の岸に、獄卒の豫め掘りし一坑ありて、其の周圍に本柵を設け、坑中の水は深さ二尺に餘り、囚徒既に此の場に到る時、衣を脱せしめて裸體となし、而して一人づゝ木柱に繋着し凍水中に坐せしむるこ

と三時間、師父等は非常の忍耐力を以て、其の苦責に堪へたり。師父等は凍結せる水中に在ること三時、其の後、司刑官、命じてこれを水中より揚げ、尙ほふかく其の苦楚を受けしめんとす。然れども、寒氣既に身體に徹し、四肢其の用をなす能はず、皆岸邊の砂上に倒れ伏す。此の際、マチアス、ジシワとジェリアンセルモンは同時に凍死せりカラワイル師は獨り倒れず、日本人のなせる如く砂上に跌座し、掌を合せ頭を低れ、顔色平和にして謙遜の貌を顯はしければ、觀る者皆感賞せざるなしとある。カラワイル師は前に述べたるグオゴ、ド、カルザアロ、マチアスジシワは治兵衛にしてセルモンは治右衛門なり。生き残れる信徒は、再び牢内に監禁せられ、二月二十二日（即ち日本曆正月四日）又河邊に伴はれて坑中に投せられ、レオン權右衛門まづ倒れ、アントニオ作右衛門、マチアス忠彌、アンドレ仁右衛門、マテオ孫兵衛

マチアス藤右衛門、相ついで逝げり、最後に教父は我が子等は「皆上天せり。我も心安らかに眠らん」とて夜半四十六歳にて死せり。ジョシュエイト教會に入りて三十年、日本に在ること十五年、奥羽の布教に努力すること八年の清き生涯は、かくして終りを告げたり。

五、

由來水澤町は基督教信者の多く住せし所なり。其の西郊福原にある基督教徒墓地より發掘せらるる遺物の多きは其の證なり。熱心燃ゆるが如き後藤壽庵の所領たること其の原因たるべく、明治初年夙に基督教會の茲に創立せられしは其の餘韻なるべし。

元和の末年、水澤にジョアキム、アンヌの老夫妻あり。夫は六十六歳、妻は六十歳、洗禮後僅に二年の後殉教したるは、我が殉教史上の一異彩たり初め、伊達政宗領内の信徒を凡て改宗せしめんと

し、人をして國中を巡視せしめ、ジョアキムに諭して改宗を促さしめたれども肯かず、因つて命じて獄に繋ぎ食を與へざること九日に及びしに、信徒等、獄に至りて飲食を給せり。吏、生命を奉じて夫妻を斬罪に處すべきを傳へたり、時にジョアキムの女の近郷に在る者、父母の拘引せらるゝを傳聞し、をり來つて獄舎に至り、慟哭せり。アンヌ之が爲に志の撓まんことを恐れ、其の女の涕泣を止めしに、ジョアキム曰く「これ我等二人を悲む者にあらず、共に化するを得ざる不幸を悲む者なるべし。涕泣するを止むるを要せず」と且つ曰く「たとひ吾に百人の兒女あり、來りて側に慟哭すとも吾は天主の擁護あれば、吾が心を動かし得ざるべし」と。其の刑場に導かるゝや、信者五百人、白絹布を被りて二人を送り二人に敬意を表したり又た其の刑場に入るや、ジョアキムはアンヌに命じて天を仰ぎて左右を顧眄せざらしむ、アンヌは固く命を守り夫斬らるゝと雖も之を顧みず、鮮血

面に濺ぐと雖も目まじろかず、刑吏、一刀に首を斬る能はず、二撃にして漸く切斷するを得たり。

ジョアキムは初の一刀を受けて猶耶蘇、マリアの名號を稱へ、アンヌも亦名號を唱へて斬られたり刑場は水澤町の南端にあり、小字を小山崎コヤマサキといふ今尙地方人の口碑に傳へて、信徒最後の壯絶慘絶を物語れるによりても、如何に觀者をして恐怖戰慄せしめしかを察するに足るべし。

六、

以上の長き歴史を背景とせる者は、膽澤郡古切支丹類族書上の斷簡なり。左の斷簡は、最近長野義之氏の發見に係る者なり。

古切支丹

一 小右衛門

釣殺

此者膽澤郡若柳村百姓孫右衛門下人にて候處
寛永二十未年、切支丹宗門之由、於江戶訴人
有之、付而被遊御僉議候處、邪宗門紛依無
之、同二十未年七月十八日年齢不知、釣殺被

仰付由に候、父母舅姑相知不申候

小右衛門女、本人同然

一 おと 淨土宗膽澤郡
専念寺旦那

當酉六十歳。

この書上にある寛永廿年は膽澤郡の若柳村の山奥にある風江に隠匿せる六十人の教徒の逮捕せられてより十九年の後にして、而かも鎖國令の勵行せられて後五年の事なり。小右衛門の女おとの名は棒引をして元祿十六年十一月十三日病死と、後に書き加へたるを見る。本人同然とあるは本人即ち切支丹宗徒たりし者の轉宗せざる時の子の取扱方法を云へるものにて、本人同然に嚴重なる取扱をなすべきものとの義なり。抑、其の取扱方法は最も重きは本人、次ぎは本人同然にて、信徒たりし時の子孫にあらざる一族は、凡て切支丹類族と稱して稍々寛大なる取扱をなせるなり。茲に酉の歳とあるは、元祿六酉年に作製して書き上げたるものなればなり。尙、この者の嫁ぎ先並びに夫の死

後其の子の處に同居せる旨を記せり。

其次に、

小右衛門孫、本人同然おと嫡男

一小兵衛宗旨旦那
右同斷

當酉三十九歳

此者繼父孫惣一所に罷在候

とあり。小右衛門の孫に當り、本人同然の取扱を
受くべき女おとの嫡男なりとの意なり。

この以下、數多の類族の名を列記し、最後に左の
文言を記せり。

計何人

内本人

一人死失

本人同然

何人

類族

何人

右之通、此段御改に付而、類族存命之者、相
改書上仕候通、相違無御座候、右類族之内病
死仕候は、村肝入、檢斷、親類、五人組、
立合見届疑敷儀於無之者、兼而之旦那寺に而

土葬取置、書上證文、寺證文共、御案詞之通
相調、御代官様御注進御役人様へ急度言上可
申候、若自害、自縊、喧嘩、殺害、鬭討、溺
死、燒死、惣而横死候は、死骸取仕廻不申
早速御代官様御注進、御役人様へ御注進申上
御檢文申請、御指圖を以て取置可申候、右本
人並父不轉以前之子、本人同然相付、書上可
申、帳面之外一人も無御座候、若隱置、後日
顯申候か死後の首尾相違之儀も御座候は、
如何様之曲事にも可被仰付候

一類族出生之子、養子婚儀住所替等、毎年公儀
へ被遊御書上之條、御格式之通、其時々書
上可仕候、勿論毎年六月、十一月、晦日、切
に相定、二季證文指上可申由相心得奉存候、
右品之者、其時々書上不仕延引仕候は、如何
様にも可被仰付候、

一本人同然病死、御注進證文は別紙差上申候、

且又類族之者、常々行跡、只今迄疑敷儀無御座候、若訴人も御座候は、急度可申分候以上以上の書上の末尾に左の如き連署ありとす。

親族

某(印)

五人組

某(印)

某(印)

某(印)

某(印)

某(印)

肝煎

某(印)

大肝煎

某(印)

何之誰殿

これによりて見れば、切支丹信徒の子孫、姻族、親類は残りなく書き上げ、是等の者は決して切支丹の信徒がましき行爲なきことを親族、五人組、村肝煎、檢斷等見届け、保證するを要せしなり。

此等の者死去せる際は死去せる者の書き上げと旦那寺の僧より差出其の寺に土葬せる由の證文とを取りて届け出づることの誓を立てざるべからず。

又切支丹類族のもの、横死せる場合は役人の檢視を受けて後處理するを要したりしなり。

又切支丹信徒の未だ轉宗せざる以前に生れし子は本人同然と肩書すべきなり。

次に切支丹類族中に子女生るゝか又は養子縁組などしたる際は、其の者どもを凡て書き上げ、移住すれば其の都度書き上げざるべからず。

御格式之通云々であるは、仙臺侯より毎年徳川幕府へ御書き上げになるべき書式に則り、毎年六月と十一月との晦日限りに、類族につきての取調べを差出すべきを云ふなり。若し時期を後るゝ場合には如何なる御咎を蒙るゝとも異存なかるべしとの意なり。

本人同然の者死亡せし際には、別紙を添へて差

し出すを要す。其の別紙に認めたる註進證文の如何なる者なるかは幸ひにも江刺郡黒田助村（即ち今の羽田村の一部）に現存せる者あるを以て之によりて略々推知し得べし。この黒田助村に惣惣といへる切支丹信者あり。後に佛教に轉宗したりしが、其の轉コばざる以前に長次郎といへる一子ありたり。されば、長次郎は本人同然のものなるを以て、其の死亡せし際には、やかましき手続きを要したり。即ち死亡するや否や、之を鹽詰にして假埋葬し、其の旨を親族、五人組、肝煎、大肝煎、連署にて届け出で、更に且那寺の證文をも添へて差し出せり。次いで本埋葬の許可を得てより、又々本埋葬を了したる旨を前同様に二通書き上げた。これ等の書類は、其のまゝ現存せるを以てかゝる手続きをなしたることを明かにすることを得べし。

かゝる煩瑣なる手続きを了したる上、更に類族

の常々の行は目を離さず監視するを以て、些の疑はしき點なきを證明し、若し當人に關し訴訟等の提起せらるゝことあらば必ず責任を以て辯明すべきことを誓へり。

以上の如く、切支丹信徒の子孫は勿論、之と縁組せる姻戚に至るまで、永久に注意人物、危険人物として取り扱はれたりしなり。彼等一族の苦痛如何ばかりなりしぞ。親族の外、五人組、肝煎、大肝煎にまで迷惑をかける彼等類族の心中推し量られて哀れなり。

七、

この元祿六年膽澤郡古切支丹類族書上の斷簡によりて、膽澤郡内に於ける信徒の分布状態を推知し得べし。右斷簡に残れる人名及び其の住所を擧ぐれば左の如し。

膽澤郡若柳村

小右衛門

同 郡若柳村

善兵衛

同郡 都鳥村 平右衛門

同郡 柳田村 太左衛門

同郡 鹽竈村 藤右衛門

同郡 鹽竈村 清左衛門

同郡 鹽竈村 某

同郡 相去去 次右衛門

以上の外、水澤町に多數の基督敎信徒ありしことは元祿時代の水澤町宗門改帳によりて知ることを得べし。若柳村は、水澤町の西方約五里の地に起り、西は脊梁火山脈に及び、秋田縣に境し、前項に述べし嵐江もこの村の西端に位し、膽澤川の上流地方なりとす。都鳥村は其の東隣、柳田村は都鳥村の東隣、鹽竈村は更に其の東隣にして今は水澤町の所轄に屬せり。されば、膽澤川の南岸に續ける一帶の村落即ち水澤町より西は脊梁火山脈の山腹、秋田縣境に至るまで、延長約八里に互りて切支丹宗は弘まったりしなり。唯相去村のみは水澤

町を距ること北方約三里にありて和賀郡に境する地方なり。この地は水澤町より盛岡に至る國道の沿道に當れるを以て、これ亦水澤町より分派せるものなるべし。要するに、徳川時代には都會文化は次第に地方に散布して所謂地方文化の發達を見たる時代なれば、水澤町は膽澤郡の文化中心たりしなり。かくて水澤町の文化は漸く附近の村落に散布せられ、遠く膽澤川の上流地方に及び。水澤町附近の福原といふ地に基督敎徒の墳墓ありしこと、基督敎に關する遺物の多量に發掘せらるゝも之が爲なり。

先年、大分地方に旅行せしことあり、基督敎の墳墓其の他の遺物遺跡を尋ねたりしに、一も得る所なかりしは、竊に不審に堪へざる所なりき。今にして思へば、徳川時代約三百年に互りて之が湮滅を計りたる當然の結果なりと云ふべし。奥州の一隅水澤町附近に於てさへ、かく嚴重苛酷の取締

をなし、其の永久に監視を受けたるはこの古切支丹類族書上の斷簡によりて知り得べし。今この斷簡を見、嚴敎の魔の手は東北地方にも容赦なく伸びたるに驚き、大逆罪を犯したる者の如き監視を

受けたる其の子孫の如何に慘苦なりしかを追想して多大の同情を禁する能はず、こゝに膽澤郡古切支丹類族書上の斷簡を紹介して當時を偲ぶ資に供すと云爾。

埃及旅行記(上)

文學博士 松本文三郎

一、埃及の入國

大正八年七月十五日神戸解纜の郵船佐渡丸は、途中幸にして甚だしきタイフーンやモンsoonにも遭遇せず、約四十日の航海の後、八月廿三日を以て悠々としてポートセイドに入つた。いよゝ船の明朝ポートセイドに着するといふ前晚余輩は他の乗客と共に喫烟室に於て談話を交へて居た所へ、船のボーイが來て例になく一々乗客の國籍、生

國、年齢乃至父母の姓名から結婚の有無に至るまで詳細に之を一片紙に記入し去つた。余輩は日本出發の以前から埃及入國の甚だ困難なることを聞いて居たが、今此異例の取調に遭ふて愈明日の入國手續の頗る繁瑣あるべきを推想し、心中多少不安の念を抱かざるを得なかつたのである。翌日午前十時頃船は愈ポートセイドに着した。漸くにして警部船中に来り、此に下船すべき余輩を呼び、